
第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 27 年 9 月 28 日 (月 曜 日)

議 事 日 程

平成 27 年 9 月 28 日 午前 9 時 30 分 開議

1 開議宣告

- 日程第 1 議案訂正の件について
- 日程第 2 議案第 80 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 81 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 82 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 83 号 大山町職員の再任用に関する条例及び大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 84 号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第 7 議案第 87 号 平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 88 号 平成 26 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 89 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 90 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 91 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 92 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 93 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 94 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 95 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 96 号 平成 26 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 97 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 98 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

		の認定について
日程第 19	議案第 99 号	平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 20	議案第 100 号	平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 21	議案第 101 号	平成 26 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 22	議案第 102 号	平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 23	議案第 103 号	平成 26 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 24	議案第 104 号	平成 26 年度大山町水道事業会計決算の認定について
日程第 25	議案第 106 号	平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 26	議案第 107 号	平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 27	議案第 109 号	平成 27 年度大山町一般会計補正予算(第 4 号)
日程第 28	議案第 110 号	平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 30	陳情第 7 号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情
日程第 31	発議案第 13 号	ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書の提出について
日程第 32	議員派遣について	
日程第 33	閉会中の継続調査について	(総務常任委員会 所管事務調査)
日程第 34	閉会中の継続調査について	(教育民生常任委員会 所管事務調査)
日程第 35	閉会中の継続調査について	(経済建設常任委員会 所管事務調査)
日程第 36	閉会中の継続調査について	(広報常任委員会 所管事務調査)
日程第 37	閉会中の継続調査について	(議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1 番	加藤紀之	2 番	大原広巳
3 番	大杖正彦	4 番	遠藤幸子
5 番	圓岡伸夫	6 番	米本隆記
7 番	大森正治	8 番	杉谷洋一
9 番	野口昌作	10 番	近藤大介

1 1 番	西 尾 寿 博	1 2 番	吉 原 美智恵
1 3 番	岩 井 美保子	1 4 番	岡 田 聰
1 5 番	西 山 富三郎	1 6 番	野 口 俊 明

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手 島 千 津 夫 書記 …………… 提 嶋 護 大

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森 田 増 範	教育長 ……………	山 根 浩
副町長 ……………	小 西 正 記	教育次長……………	齋 藤 匠
総務課長 ……………	酒 嶋 宏	人権・社会教育課長 ……	門 脇 英 之
地方創生本部事務局長…	福 留 弘 明	幼児・学校教育課長 ……	林 原 幸 雄
企画情報課長 ……………	戸 野 隆 弘	税務課長……………	岡 田 栄
建設課長 ……………	野 坂 友 晴	水道課長 ……………	野 口 尚 登
農林水産課長……………	山 下 一 郎	農業委員会事務局…………	田 中 延 明
福祉介護課長 ……………	松 田 博 明	健康対策課長 ……………	後 藤 英 紀
観光商工課長 ……………	持 田 隆 昌	住民生活課長 ……………	森 田 典 子
地籍調査課長 ……………	白 石 貴 和	代表監査委員 ……………	後 藤 洋 次 郎
会計課長 ……………	野 間 一 成		

開議宣告

○議長(野口 俊明君) おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案訂正の件について

○議長(野口 俊明君) 日程第1、議案訂正の件についてを議題とします。

今定例会に議案としてすでに上程いたしました 議案第80号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、町長から議長に対して、お手元に配布の申出書のとおり議案の一部を訂正したい旨の申し出がありましたので、議会の許可を求めるものであります。お諮りします。ただいま議題となっております、議案第80号 大山町個

個人情報保護条例の一部を改正する条例について、町長からの申し出のとおり、議案の訂正を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、町長から申し出のあったとおり議案の訂正を許可することに決定しました。

日程第2 議案第80号

○議長（野口 俊明君） 日程第2、議案第80号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題にします。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について私は反対の討論をいたします。

この改正条例は、マイナンバー制度の実施に伴うものです。マイナンバー制度は利便性が高まるというふうにもそのメリットを政府は宣伝しておりますけれども、日本年金機構通信教育大手のベネッセコーポレーションなどに相次ぎましたように個人情報の流出が心配されております。政府は対策をとっていると言いますが、人がすることですから、100%安全とは言えないと思います。外国でも共通番号と個人情報が大量流出し、プライバシーの侵害、犯罪利用、なりすまし被害が横行して社会問題になっており、共通番号の利用を見直す動きが強まっていると言います。また、公的機関による人権侵害の個人情報収集や国民監視が繰り返されておまして、マイナンバー制度はその危険性を高める恐れがあります。

このような個人情報流出を防ぐために、国は法律を作っています。番号法、いわゆるナンバー法です。この番号法には、第27条1項で自治体等が特定個人情報ファイルを保有する前に評価を実施しなければならないと規定し、第27条2項で自治体等が特定個人情報ファイルを第3者機関である特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとするということを規定しております。

ところがこの改正する条例には、自治体が行った特定個人情報保護評価を第3者機関がチェックする規定がありません。これは番号法27条2項に違反するものと私は考えます。よってこの改正する条例に反対いたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第81号

○議長（野口 俊明君） 日程第3、議案第81号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「議長、4番」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第81号に反対をいたします。この条例の第2条で再交付手数料を定めていますが、再交付料ですらなくすることが前提です。質疑での答弁にあったように、このカード本体には特定個人の個人を識別するための番号そのものが書かれています。すでに導入したアメリカや韓国では、銀行口座など大量の個人情報流出し見直しに追い込まれています。日本でも拾われて悪用される可能性も否定できませんので、この議案第81号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第82号

○議長（野口 俊明君） 日程第4、議案第82号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。
〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。お諮りします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第83号

○議長（野口 俊明君） 日程第5、議案第83号 大山町職員の再任用に関する条例及び大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第84号

○議長（野口 俊明君） 日程第6、議案第84号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許します。

〔 「議長、4番」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 原案に反対ですね。 はい、4番、圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） この議案第84号に反対をいたします。単価に参入しないものに解体工事費がありますが、解体費用のためにいくらかでも積み立てておく必要があると思います。積み立てをしないことは未来の町民に対する負担の先送りにすぎないと思いますので、この議案第84号に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第87号 ～ 日程第24 議案第104号

○議長(野口 俊明君) 日程第7、議案第87号 平成26年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第24、議案第104号 平成26年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計18件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。

平成26年度決算審査特別委員長 野口 昌作君。

○平成26年度決算審査特別委員長(野口 昌作君) 平成26年度決算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成27年9月9日平成27年第7回大山町議会定例会において設置された議員全員による平成26年度決算審査特別委員会に付託された、平成26年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計決算認定議案について審査したので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

事件名でございますが、議案第87号 平成26年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてそれから議案第88号 平成26年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、あとの特別会計につきましては、会計名のみ報告させていただきますが、議案第89号は住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第90号は、開拓専用水道特別会計、議案第91号は、大山町情報通信事業特別会計、議案第92号は大山町夕陽の丘神田特別会計、議案第93号が大山町簡易水道事業特別会計、議案第94号が大山町国民健康保険特別会計、議案第95号が大山町国民健康保険診療所特別会計、議案第96号が大山町後期高齢者医療特別会計、議案第97号が大山町介護保険特別会計、議案第98号が大山町農業集落排水事業特別会計、議案第99号が大山町公共下水道事業特別会計、議案第100号が大山町風力発電事業特別会計、議案第101号大山町温泉事業特別会計、議案第102号大山町宅地造成事業特別会計、議案第103号大山町索道事業特別会計、議案第104号 大山町水道事業会計決算でございます。

これについての決算審査を行いまして、審査の経過でございますが、付託を受けた18議案について、分科会方式により9月11日、14日、15日の3日間、審査を行い、委

員全員による全体審査を 24 日に行いました。

審査の結果でございますが、次の付帯意見をつけて、付託を受けた 18 議案すべてを認定すべきものと決定いたしました。付託案件でございますが、はぐっていただきまして、5 番付託意見でございます。

(1) 平成 26 年度の税関係、上下水道・住宅等使用料、貸付金等について、滞納繰越分の徴収率は低下しており、また、督促手数料・延滞金の取扱いについて、監査委員の審査意見に指摘されているように、滞納整理に関し、執行部内での連携を密にし、実効ある取組みを強く求める。ということが 1 項でございます。

(2) 観光行政において、大山を中心として多額の投資をしてきているが、十分な成果があがっているとはいえない。平成 30 年に迎える開山 1300 年事業を控え、また、日本遺産への認定に向け、観光客のニーズに応えられるよう、観光局の旅行業取得を生かした商品開発を更に促す等、本町全体の観光発展に向け、実効ある施策を強く求める。付帯意見として、2 件ございまして、付帯意見を付けて全議案を認定すべきものと審査いたしました。以上でございます。

○議長(野口 俊明君) 以上で平成 26 年度決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第 87 号 平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」「議長」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) まず原案に反対者の発言を許します。

○議員(7 番 大森 正治君) 議長、7 番。

○議長(野口 俊明君) 7 番 大森 正治君。

○議員(7 番 大森 正治君) 一般会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。本決算の中には子育て支援関係、老人福祉関係の事業、個人用住宅等改善助成事業、まちづくり事業など、住民福祉の増進、地域活性化のための施策が行われ評価すべき点もあると考えてはおります。

しかし問題点として、まず同和施策について指摘しなければなりません。毎度のことではありますが。部落差別は戦後基本的人権をうたった日本国憲法の下でも、根強く存在しました。それを国民的課題として解決するために 33 年間にわたって同和対策事業が継続されさまざまな施策が行われてきました。その結果、生活環境をはじめとするさまざまな課題が解決されてきました。そして国の同和対策事業は、2002 年 3 月をもって法的に終了したのであります。それは社会問題としての同和問題は基本的に解決したということの意味します。ところが大山町では部落差別がある限り、同和施策を続ける

という方針のもとに、昨年度も1億円以上の同和施策経費が使われました。言われている差別事象は、誰によるものなのかははっきりしない場合がほとんどであり、これらは部落差別と判断していいのか明らかではありません。今や、同和対策事業は終了して同和地区も地区外もないまちにすることが新の解決につながっていくものと考えます。

そのために本町で同和地区、鍵カッコつきの同和地区だけに特別な施策として行われている固定資産税の減免、進学奨励金の給付、地区学習会などは廃止すべきと考えます。特に進学奨励金の給付については昨今の貧困と格差が拡大するなかで、高校大学への進学が困難な家庭は、同和地区内外を問わず広がっており、進学奨励金の給付を同和地区の生徒に限らず大山町全体の生徒を対象にするよう見直すことも検討すべきではないでしょうか。

また3つの同和地区に置かれている生活相談員は、その必要性の有無についても検証し、廃止の報告で検討すべきではないでしょうか。

決算認定に反対する2点目として、大山町集会所条例に記載されている各集落の集会所への町からの支出に不公平さがあることです。集会所の火災保険掛け金が町から名和地区、つまり旧名和町に位置する集会所のみに支出されている点は不公正であり見直す必要があります。

3点目として、道路新設改良費として町道退休寺線に約2,600万円が支出されていることです。この町道は、地元からの要望で退休寺への観光道路としての役割があると言いますが、その必要性や費用対効果を考えた場合、疑問があります。

よって私は本決算を認定することはできません。以上反対討論とします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 議長、8番。

○議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 先ほど大森議員が毎度毎度の反対討論ということで、1問のところ2問のところというのはあれですけど、私はですね、2点目のところについて、特別に、そのことについてこの今議案の委員長のと通りの賛成討論をさせていただきます。

まず2点目のところにですね、大山町の集落に不公平感があるというような話を今されまして、おそらく圓岡議員もこの話をせないけんとうずうずしておられると思いますので、先手を打ってこの話をしておきます。この大山町集会所条例はですね、平成17年3月28日にですね、制定されております。本庁の23の集会所が明記されておりました、今朝ほども集会所条例ということで全協のなかで配っていただきましたし、私もいろいろ調べてみました。そこにはですね、第3条には、管理委託が示されております。集会所の維持管理及び運営を設置場所の集落に委託することがそこには示されております。これが法的根拠であり、災害保険の支払いを町か設置集落か、双方で協議をするこ

とができるということになっています。その号に基づき、町は予算を計上し、議会は議決を行い、議会の議決を得て予算を執行されております。予算総計主義の原則のとおりであります。

そういうことで法的根拠は存在しており、違法、不公平は全くありません。このへんはですね、何かいかにも不公平があるようなことを言っておられますが、全くありませんので、もう1回大きな声をしておきます。で、経過措置もそれあります。まあ監査委員さんも毎月の監査を、月例監査も行っておられますし、また今回ですね、決算認定意見書も示しておられます。

まあ余談ですけど、私は前期、総務常任委員会の委員長でもありましたし、委員会として集会所の適正をよく分かるように流してもおりました。27年度からは是正されてもおりますし、またこの委員会で大森議員、圓岡議員も一緒になってしっかり議論したのではないのでしょうか。しっかりご理解いただけたと思います。

ということで、私はですね、以上賛成討論といたします。皆さんよろしく申し上げます。以上終わります。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」「議長、4番」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 本物の4番です。この決算の認定に反対をいたします。

決算の内容をみますと、住民のためにされた数々の施策がみてとれますが、また問題点も多く見受けられます。先ほど杉谷議員も言われましたように、その中でも私がまず問題にしたいのは同和対策施設費の施設修繕料528万円と建物火災保険料34万円です。大山町集会所条例で定める複数の集会所で、議案の審議のなかで、施設修繕料と建物火災保険料が支払われていることが確認をされたようです。大山町集会所条例では第1条地域住民の福祉の向上を図るため集会所を設置する。第2条集会所の名称及び位置は別表のとおりとするとして、萩原・報国・二本松・林ノ峰・高橋・退休寺・新高田・渡道・神田・上福・南高田・上大山・下楨原・倉岡・種原・中楨原・大谷・明間・秦・赤松・原・一ノ谷・別所、以上23の集会所、または多目的集会所、多目的研修集会所が指定をされています。第3条で集会所の維持管理及び運営を設置場所の行政区に委託するとされています。同じ大山町集会所条例で定める集会所であるならば、まちで統一した支出を行うべきだと思います。

次に保健福祉センターなわと名和診療所の光熱費についてです。今年も8月に全国市町村国際文化研修所で予算決算について研修してきました。そのなかで、この保険福祉センターの事例を紹介したら、理解できた人からは大変大きな失笑をかってしまいました

た。そもそも地方自治法の第209条の2項で、特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができると思います。一般の歳入歳出は特別として、経理のできていない保健福祉センターなわの光熱水費603万円には、会計上の大きな問題があると思います。研修で講師の先生からは診療所の黒字を大きくみせるためにそういうことをしているのではないかと言われました。地方自治法の趣旨に沿った会計方法に改めるべきだと思います。

3点目に教育振興費の地区学習会補助金、小学校費120万円と中学校費分120万円、計240万円と進学奨励交付金96万6,000円です。学力を補償することは、すべての児童生徒を対象にして行うべきですし、だいいち行政はあらゆる差別をなくすと言いながら、その一方でこれらの事業を継続することは同和地区を固定化し継続化することだと思います。地対財特法がなくなっただけ、速やかに一般施策に移行し経済的理由などにより、進学を躊躇している子供たちにも進路補償をすべきだと思います。他にもありますけど、長くなりますので、以上取りあえず3点を指摘して反対討論といたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「議長、10番、反対討論」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 10番 近藤 大介君。

○議員(10番 近藤 大介君) 反対の立場から討論いたします。先ほどは数千円、数万円といった施設の火災保険料なども問題になったりしておりましたが、確かにそういった少額でもきちんとチェックするのは議会の役目かもしれませんが、大山町の一般会計の予算は103億円です。103億円の使い道の是非ということについては、やはりもっと違う議論があるのではないかなというふうに考えます。そういった観点からいくつか指摘したいと思いますが、本年で大山町は合併して10年を、10周年を迎えました。3町、旧3町中山名和大山、合併したわけですが、それぞれ合併した際は、新しい大山町として機動を持って新しいまちづくりをするという合併だったと思います。しかし、この10年を振り返るにあたり、人口は2万数千人と大きく減少し、失礼、2千数百人と、約15%減少し、少子化も10年前と比べれば、子供の数、出生数は2割減ってきております。

合併した際の目玉事業として、大山恵みの里公社の設立であったりとか、あるいは大山観光局の編成ということで、この公社と観光局、2つのいわば外角団体を中心に大山町の新しいまちづくりを積極的に進めていこうというのが、大山恵みの里構想だったと思いますけれど、この10年間の取り組み、いろいろ紆余曲折があり、順風満帆とは言えないものであります。

特にこの両者が合併して10年たつのに満足に公社と観光局の連携すら図れていない、

こういう現状を見るにあたって、議会の監査報告でも、観光行政において大山を中心として多額の投資の投資をしているが、十分な成果が上がっているとは言えないと、これが議会の指摘であります。大山町の主要な施策においてこういう現状があるにも関わらず、そのままこの今回の103億円の決算を可とすることに私は大きく疑問を感じております。また3町が合併をしました。旧中山町、旧名和町、旧大山町、それぞれ個性もあるわけですが、合併して10年間たちましたが、旧町ごとにあつたさまざまな団体、名目上は大山町の何とかという格好で統合はされていても、活動は個々ばらばらですね、合併したことによるメリットが全く活かされていない、そういう現状があると思います。町内の各種団体、それぞれ元気に活動されている団体ももちろんありますが、そういった団体は合併前から元気でやっておられる団体であつて、合併後旧中山町、旧名和町、旧大山町、それぞれいいところを持ち寄つてより団体の活動になっているかということ決してそうになっているとは思えませんし、またそういうふうに向いていく誘導策もこの間十分でなかったと思います。

次に財政的な話をしたいと思います。何度も申し上げておりますが、一般会計の基金は26年度決算でついに50億を超えるに至っております。このうち比較的自由度の高い、いわばなんにでも使えるような基金は財政調整基金で18億円、合併振興基金で11億円、その他含めて37億円、自由度の高い基金があります。町税が年間15億円、町民が負担していることを考えれば、2年間町民は1円も税金を払わなくても町の事業は運営できると、ちょっと乱暴な意見ですけれど、2年間無税でも運営ができる、それだけの基金が今貯まっているわけです。これに対しての使い道、当局に何度も質疑をしておりますが、将来の財源不足に備えて、今貯める時に貯めていくということであつて、本来であればまあ例えば学校を建てるのに何億いるから残しておきます。高齢者の福祉に将来今後10年で何億いるからその分を確保しますと。使途を明確にして計画を立てておくのがやはり筋だと思いますが、現在はそういった具体的な計画は立っておりません。ということは財源不足になった時にですね、何に使ったか分からないうちにこの37億円が知らない間に消えてしまうと。そういう可能性が十分あるということだと思います。やはり総額51億円の基金については中長期的な視野にたつて使い道をどういうものに使うか、今からしっかりと計画を立てておくべきだと私は考えます。

また基金がそうやって積み上がっている一方で、行財政改革は決して順調には進んでおりません。26年度の決算をみますと、投資的経費、建設事業などの投資的経費が25年度に比べて4億円減少している反面、職員の人件費は僅かではありますが増えております。

またこのほか、外部に対しての委託料であつたり臨時職員に対しての賃金、あるいは各種団体の補助金も増えており、行財政改革の努力が進んでいるとは決して言えない状況にあります。この総額103億円の事業に関して正職員の給与は、全部で約15億円。大山町の一般会計の事業のために町の職員の人件費15億円、総額の約7分の1が人件費で消

えております。私は、大山町の職員のみなさんは優秀な方が多いと思っております。本来ならもっといろいろな行政サービスができると思っておりますし、もっと元気を出して事業を遂行していただかなければならないと考えております。今回の26年度決算をみた時に職員的能力を遺憾なく発揮してできた結果ではないと私は考えておりますので、今回の決算の認定にあたっては不可ということとさせていただきます。以上で、反対の討論を終わります。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(1番 加藤 紀之君) 議長、1番。

○議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。

○議員(1番 加藤 紀之君) 私は賛成者の立場で討論をさせていただきます。こまごまとした金額についての反対討論がございましたが、こちらにつきましては、我々議会が予算を議決し、粛々と執行部は執行されています。不正な支出があったとは思われません。

それからですね、先ほど近藤議員が指摘された点に関してですけれども、この件に関しては私が思うにですが、町長の施政方針で問うべき話であって決算で問うべき話なのかなと言うふうに私は思っていました。皆さんがどのようになられるかは分かりませんが、良識のある判断をお願いしたいと思います。以上です。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第87号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長(野口 俊明君) これから議案第88号 平成26年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第88号は、認定することに

決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 89 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をします。この特別会計だけで収入未済額は約 3 億 711 万円あり、町の収入未済総額の 55.4%に当たります。現年度と滞納繰越分を合わせた徴収率は 6.4%です。前年度より 2 ポイント以上向上した徴収率には一定の成果も見えますが、3 億を超える収入未済額に対し、解決の糸口さえも見えないのが現実ですので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「議長、7番」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 原案の反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 大森 正治君） 議長、7番。

○議長（野口 俊明君） 7番 大森 正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

この本特別会計は予算の段階から問題がるというふうに思います。貸付金元利収入の当初予算額は調定額が僅か3.86%しかなく、はじめから全額徴収する姿勢がみられません。そして決算書で1年間の徴収結果をみますと、現年度分で44%、滞納繰越分で5%、全体で僅か6.4%しか回収できていません。そのため平成26年度の住宅新築資金等貸付金の滞納額約3億700万円であります。これは大山町の総滞納額の半分以上を占めており、毎年同じような状況を繰り返しております。3億円以上もの巨額の滞納を生み出した根本には、当初のずさんな貸付事業に起因するものと私は考えておりますが、このような決算を認めるわけにはいきません。以上、反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 89 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号は認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 90 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をします。まず指摘したいのは修繕費についてです。26 年度当初予算では、配水設備修繕料として 150 万円が計上されていきました。しかし、決算では 511 万 2,000 円かかっています。水道課の仕事はお客さんである町民に対し 24 時間 365 日サービスを提供することだと思っています。老朽化した施設でありながら、安定した給水を行うため施設の維持管理に努められています。今後も安定したサービスを提供するためには最低限、過去 3 年間に要した修繕料の平均額を、次年度の当初予算に計上する、それが決算を次年度の予算に生かすことだと思います。

2 点目に収入未済額についてです。開拓専用水道には 24 万 4,000 円の収入未済額があります。決算審査の中では触れていませんけれども、職員の適正配置の名の下、今後ますます職員が削減されるであろうということを考えれば、水道課で対応するのではなく、滞納対策室に一元化するべきだということを述べ、この決算の認定に反対します。

○議長（野口 俊明君） 次に、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 90 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 91 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 91 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 91 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 92 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。今回歳入歳出差引残高はなるほど 0 円ですが、その裏では一般会計から約 1,500 万円繰り入れされて差引 0 円になっています。今回 25、26 年度の収支報告が出されました。民間企業の決算ですから具体的な数字は述べませんが、指定管理料 850 万円、680 万円をそれぞれ歳入に計上されても、なおかつ大幅な赤字を計上されています。これは、民間企業に痛みを押し付けていることになっているのではないのでしょうか

利用者数も 5 万人の来場者という報告がありましたが、うち町内利用者は 4,724 人です。町に対する経済波及効果はいくらあったのかは分かりません。

今回の補正予算で施設修繕料として 157 万円が計上されていますが、今後施設の老朽化のためにますます修繕料がかかることも予想されます。長い目で見た施設の維持管理費を含めた事業計画が必要ではないのでしょうか。

昨年も言いましたが、議員必携の 273 ページには決算審査の着眼点として、「金をいくら使ったか」ではなく「住民のためにどのような仕事をしたのか。その仕事の出来高と出来具合を見る」ことが主眼であることを十分理解しての決算審査でありたい。こういうふうに書かれています。町長もよく知っておられると思いますが、この議員必携に照らし合わせても、このような決算に私は賛成できないという事を述べ、私の反対討論といたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 92 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本

案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 92 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 93 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議案第 93 号 簡易水道の認定に反対をいたします。この決算を見ますと、役場、特に簡易水道を含む水道事業はサービス業だという感覚がないのだと思います。簡易水道を含む水道事業は 24 時間 365 日利用者に対しサービスを提供する義務があります。そういう意味では、予算がないから対応しないわけにはいきません。

決算では、26 年度は赤松水源取水設備修繕工事 200 万 8,000 円を行われています。しかし、この工事は当初予算では計上されていませんでした。確か落雷が原因だったと記憶していますが、これまで町内防災無線関係でも、風力発電でも落雷が原因で結構修繕をしてきています。工事請負費を見ても 24 年度には新佐摩橋水道本管復旧工事等で 475 万 6,000 円。25 年度には豊房水源修繕工事（繰り越し分）210 万円が執行されています。

そういう意味では当初から工事そのものの必要性を加味する必要はありますが、過去 3 年間に要した修繕費・工事請負費の平均相当額を、次年度の当初予算に計上する。それが決算を次年度の予算に生かすことだと思います。

2 点目に収入未済額についてです。簡易水道には 11 万 9,000 円の収入未済額があります。決算審査の中では給水停止にしか触れていませんけれども、職員の適正配置の名の下、今後ますます職員が削減される可能性があることを考えれば、水道課で対応するのではなく、滞納対策室に一元化するべきだということを述べ、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 93 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定す

ることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 93 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 94 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） まとめの場合では賛成をいたしましたけれども、改めて考えれば反対をする必要があると思いますので、この決算の認定に反対をいたします。国民健康保険特別会計は約 1 億 602 万円の収入未済額を抱える大変な特別会計です。この収入未済額は高すぎる国保税に原因があると思っていますが、そのような状況の中でも、早期発見・早期治療の要である人間ドッグを 26 年度は 750 人に限定をされました。このことに対し私は数多くの人から不満の声を聴いていますし、その声を聴いたのは私だけではないと思います。

埼玉県宮代町では国民健康保険に対し、制度外繰り出し基準を設け繰り出しされているようです。大山町でも疾病予防費、26 年度当初予算では 2,490 万ですけれども、この費用については基準外繰り入れで賄い早期発見・早期治療に努めるべきだと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 94 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 94 号は、認定することに決定いたしました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 95 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。

○議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。

○議員(4番 圓岡 伸夫君) この決算の認定に反対をいたします。一般会計でも述べましたが、この議案は地方自治法の趣旨に沿った会計方法に改めるべきだと思います。

具体的に光熱水費を比較すると、26年度名和診療所は40万6,733円です。電気料金が上がったにもかかわらず25年度に比べ1万4,663円安くなっています。一方大山口診療所は287万8,171円で25年度に比べ33万76円増えています。考察として考えれば、名和診療所の約41万円の光熱水費は実態を表していないと思います。

決算審査資料で、名和診療所は約278万円の黒字だと報告をされていますが、光熱水費が正しく会計処理されていないのに黒字だと言われても説得力がありません。

特別会計ですから、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して経理する必要があります。

議会は「健康・医療・介護と財政に関する調査特別委員会」も作りしました。きちんとした数字で議論するためにも、診療所特別会計は地方自治法の趣旨に沿った会計方法に改めるべきだということを述べ、私の反対討論といたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第95号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長(野口 俊明君) これから議案第96号 平成26年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 96 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

○議長（野口 俊明君） これから議案第 97 号 平成 26 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 97 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 97 号は、認定することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は 10 時 50 分といたします。休憩いたします。

午前 10 時 40 分休憩

----- . ----- . ----- . ----- . -----

午前 10 時 50 分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

これから議案第 98 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。この特別会計には不納欠損額 25 万 7,000 円が、収入未済額も 142 万円が計上されています。決算審査の中では滞納対策室と連携し、とнаっていますけれども、職員の適正配置の名の下、今後ますます職員が削減される可能性があることを考えれば、昼間は業務をこなし、終わってから集金業務をするのではなく、滞納対策室に一元化すべきだと思いますのでこの決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 98 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 98 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 99 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。この特別会計には不納欠損額 12 万 4,000 円が、収入未済額も 251 万 6,000 円が計上されています。決算審査の中では滞納対策室と連携してなっていますが、私は水道課で徴収するのではなく、職員の負担を考えれば、徴収業務は今後滞納対策室に一元化するべきだと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 議長、1 番。

○議長（野口 俊明君） 1 番 加藤 紀之君。

○議員（1 番 加藤 紀之君） 先ほどらい、圓岡議員が水道会計ことごとく同じことを討論されていますけれど、論点としてですね、執行された予算についての話ではなくて、やっぱりこれもまた施政方針というか、方針論ではないのかなと私は聞いておりました。執行された予算について間違いがあったという認識では私はないと思っております。そのことを皆さんが良識のある判断をされることを願っています。よろしく願います。

○議長（野口 俊明君） 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 99 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、議案第 99 号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . ----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから議案第 100 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別
会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。鳥取県の策定した
新エネルギービジョンでは風力発電の導入で⑦耐用年数は約 20 年とされています。
⑨で撤去工事に工事費の 1/3 程度がかかりますとされています。

県が示す太空海号の解体、撤去費用は約 1 億 5,000 万円です。20 年で割れば年に 750
万円必要です。今年の基金積み立ては 600 万円。基金の合計はまだ 1,173 万 8,000 円
です。導入からすでに 10 年ですから本来なら解体費用としてすでに 7,500 万円の基金
造成ができていないといけないと思います。

一般質問の答弁でも、都合のいい時は県と同じ考えであると答弁をし、風力発電事業
のように都合が悪くなると、独自の考え方を示す。町長が悪いのか担当課長が悪いのか
知りませんが、まだ起債の償還も 8,700 万円以上残っています。

未来の町民に負担を先送りしないためにも、売電収入だけに頼らず、一刻も早く基金
を造成する必要があると思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。他に
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 100 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定する
ことに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 100 号は、認定することに
決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . ----- . ----- . -----
○議長（野口 俊明君） これから議案第 101 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計
歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 101 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 101 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 102 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 102 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 102 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 103 号 平成 26 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 103 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 103 号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） これから議案第 104 号 平成 26 年度大山町水道事業会計決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 4 番 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） この決算の認定に反対をいたします。この決算を見ます

と補正第1号で専決をされています。その時の答弁で専決をしないように修繕料や予備費を事前に見れば予算規模が膨らむのでその都度対応するという考えだと答弁されました。これを悪い言い方をすれば「行き当たりばったり」と言います。

一方で総務費の一般管理費の積立金を見れば4億3,072万5,000円を積み立てられています。実績を踏まえ、当初から予算措置をすべきだと思います。

水道事業に限らずですが、特に水道課の事業は24時間365日サービスを提供する必要があります。ある事業のように予算がないから今年はこちらまでとか各集落1カ所という訳にはいきません。

闇雲に予算をとはいませんが、過去3年の実績を踏まえ、当初予算に計上し、もしかすると3月31日に春の雷で壊れるかもしれません。修繕費は余っても仕方がない予算だと思いますので、この決算の認定に反対をいたします。

○議長(野口 俊明君) 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 議長、8番。

○議長(野口 俊明君) 8番 杉谷 洋一君。

○議員(8番 杉谷 洋一君) 私は賛成の立場で討論させていただきます。

まあ先ほど来、圓岡議員さんとてもとてもあだこうだ言っておられます。私も例えばその水道費でたくさん予備費残して、じゃあ教育委員会の学校費用そこをストップしてくれやということ、まあ予算的には圓岡さんが心配していることは絶対ないです。で、予備費も先ほど近藤議員が50億あるわけなんですから、大山町としては早々明日からサービスができません、水道、我慢してくださいやということは絶対ならんはず。だから圓岡さんそういうご心配はなくて、もうちょっと気持ちの大きいところで賛成反対もいいんだけど、もうちょっと違ったことでここが間違ってる、町長どうですかというようなスカッと、そういう反対討論をしてほしいもんだなというふうに思います。以上。ですから皆さん賛成のほうよろしくお願いします。終わります。

○議長(野口 俊明君) 他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第104号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、議案第104号は、認定することに決定しました。

○議長（野口 俊明君） 日程第 25、議案第 106 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから討論を行います。討論を行います前に皆さんにお願いしておきます。討論に関しましてはその議題の討論にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 106 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 106 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 107 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 26、議案第 107 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 107 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 107 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 109 号～日程第 28 議案第 110 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 27、議案第 109 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）および日程第 28、議案第 110 号 平成 27 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）の計 2 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 109 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、9 月 5 日の台風 18 号豪雨で発生いたしましたところの農業用施設の災害復

旧を実施する必要が生じたこと等により、既定予算の補正を追加提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ851万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を112億4,744万2,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入から各款をおって主なものについてご説明を申し上げます。

第60款県支出金は111万円の追加で、第10項県補助金の農林水産業費県補助金で野生鳥獣等被害防止対策事業費補助金61万円、しっかり守る農林基盤交付金50万円を追加いたしております。第80款繰越金は740万9,000円を追加いたしております。

次に歳出につきまして主なものにつきましてご説明申し上げます。

第10款総務費は、61万円の追加で、第5項総務管理費の財産管理費で本庁舎エアコン等の修繕料50万円、逢坂農産物処理加工所冷蔵庫購入と処分費11万円を追加いたしております。第20款衛生費は、106万2,000円の追加で、国民健康保険診療所特別会計繰出金を計上いたしております。第30款農林水産業費は、262万円の追加で、第5項農業費の農業振興費で野生鳥獣被害防止事業費を計上いたしております。第35款商工費は53万7,000円の追加で、第5項商工費の企業誘致費で大山インターチェンジ工業団地の一部を合筆するための測量等委託料を計上いたしております。第50款教育費は269万円の追加で、第20項社会教育費の文化財費で発掘調査補助員派遣委託料を追加いたしております。第60款災害復旧費は100万円の追加で、9月5日の豪雨災害に伴う農林水産施設災害復旧費を計上いたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第110号 平成27年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万2,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ3億6,675万4,000円とするものであります。

はじめに、歳入から説明を申し上げます。

第30款繰入金を106万2,000円増額するものであります。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第5款総務費106万2,000円の増額は、公課費で平成26年度診療所特別会計の消費税確定申告により予算が不足すること及び平成27年度の間納付が発生することによるものであります。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(野口 俊明君) 先ほど口述の中で日程第28号と口述いたしましたが、日程第28のあやまりでありますので訂正しておきます。日程28であります。

議案第109号 平成27年度大山町一般会計補正予算(第4号)について質疑を行います。質疑はありますか。

- 議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。
- 議長(野口 俊明君) 10番 近藤 大介君。
- 議員(10番 近藤 大介君) 今回の補正予算に関して、災害復旧のための予算ですとか、緊急性の高いものであがってはいるんですけども、まあ災害にしてもまあ9月5日発生の災害ではありますし、議案としてですね、まあ先週木曜日だとか金曜日の時点でどうしてもらえなかったのかなど。今日、今朝になってから補正しますということで、予算書もらって僅かな時間説明いただいたんですけども、頑張ってもらったらまあ先週木曜日は特別委員会で議員集まっているので、木曜日にでもですね、予算書間に合わせてもらうことは、決して不可能なことだったとは思えませんし、予算書が間に合わないにしてもこれこれこういう補正予算をあげますというふうに教えていただければ、我々議員も吟味するにあたって、もう少し勉強させていただく時間が取れたわけですけども、どうしても今朝じゃないと間に合わなかったのか、その辺の事情少し教えてください。
- 町長(森田 増範君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) 担当よりお答えさせていただきます。
- 総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。
- 議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。
- 総務課長(酒嶋 宏君) 言われるとおり早めにご報告する必要があるかなと思っておりましたが、金曜日の夕方まで固まらないものも案件でございましたので、今回当日になったということで大変申し訳ありません。
- 議員(10番 近藤 大介君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 近藤 大介君。
- 議員(10番 近藤 大介君) なかなか固まらない部分、すべてにおいて固まらない部分があるのは止むを得ないところだとは思いますが、固まったところだけでも事前に教えてもらえば我々も心の準備というのができるわけですし、ここ数年、執行部の状況として、もう少し積極的に議員だったりとか住民の皆さんに対して町政のことを説明する説明責任という姿勢が少し不十分なように感じるものが今回に限らず多々あります。考え方として説明責任、大事な行政としては今、本当に重要な考え方だと思います。説明責任に関して手抜かりがないようされるお考えは当然持っておられますよね。確認して終わります。
- 町長(森田 増範君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) ご指摘があるとするならば改善をしていきたいと思っておりますけれども、そういった思いがあって特に9月の定例議会におきますところの、当初の補正予算

につきましても事前に議会のほうに全協の時間をとっていただいてしっかりとご議論をいただいたりあるいはご意見をいただいたりというぐあいに設けさせていただいた経過もあります。ご指摘の点につきまして、また議会のほうの皆さんともお声をいただきながらとり進めて参りたいというぐあいに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 近藤 大介君。

○議員(10番 近藤 大介君) 町長の答弁聞いて終わるつもりでしたけど、少し疑義がもう一つ残りましたので再度お尋ねさせていただきます。

ご指摘があれば改善するということが冒頭あったわけですがけれども、説明責任を果たすというのは私はそういうことではないと思うんですよね。出せる情報は積極的に出していく、そして先ほど町長答弁の締めでですね、議会と協議したりとかってというような発言がありましたけども、議会が相手ということではないんです。やはり町民に対して常に情報をつまびらかにお知らせすると、やっぱりそういう姿勢が今行政には必須の資質として条件としてあると思うんですけれど、当然にそのへん町長は認識されたうえで今答弁だったんですよね、確認して終わります。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) もちろん町民の皆さんのほうに説明をしっかりとさせていただくということは必要であると思っておりますし、まずはその前に議会からもよくご指摘があるように、議会の皆さんのほうにいろいろな情報やご意見をいただきながら、取り組みを進めていくということがありますので、その点について申し上げたところであります。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第109号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野口 俊明君) 次に、議案第110号 平成27年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議員(9番 野口 昌作君) 議長、9番。
- 議長(野口 俊明君) 9番 野口 昌作君。
- 議員(9番 野口 昌作君) これのですね、消費税の関係で追加になっているわけですが、この当初見積もりがされていてそれが追加ということで100万からの補正でございますけれどもこれは診療所の診療関係でどういう動きのなかでこういうことがおきたのか、例えば診療者数が増えたとかそれから医療費のほうが増えたとか、そういうような傾向はどういうなかからこういうことが起きたかということをお尋ねいたします。
- 町長(森田 増範君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 森田町長。
- 町長(森田 増範君) 担当よりお答えさせていただきます。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) ご質問にお答えいたします。消費税が増額になりましたのは、平成26年から消費税が5%から8%に3%増額になったこと、あと消費税が48万以上納付、ありますが、次年度分としてその半額を予定納付、中間納付する必要がございますので今回の増になったものでございます。以上でございます。
- 議員(9番 野口 昌作君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 野口 昌作君。
- 議員(9番 野口 昌作君) 48万以上の場合にもこれ次年度分ということですが、当初はそれは考えておられなかったわけですか。当初予算の時はね。ですけれども、48万以上になったということ、その傾向、なぜそういうことになったかということをお尋ねしてるところでございます。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) ご質問にお答えいたします。48万円を超えますということにつきましては、当初予算そういう想定はございませんでした。したがって、今回消費税の計算、申告計算しました時点で48万円を超えるということが判明しましたので、この時、補正を上程させていただいたということでございます。
- 議長(野口 俊明君) ほかに質疑ありませんか、
- 議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。
- 議長(野口 俊明君) 10番 近藤 大介君。
- 議員(10番 近藤 大介君) 野口議員が指摘された答弁として答弁がちょっと十分だと思いませんので重ねて質問したいと思います。消費税が5%から8%にあがったことによって、納付の税額が増えたということが一つ大きな原因だと思いますが、消費税が

5%から 8%に上がったのは、去年のことであってですね、今年急にそういう状況が降って湧いたわけではありません。当然に 48 万円超えた場合にですね、中間納付が必要だということが頭にあれば今年予算編成の時点で、今年の頭、充分予算を組むことが可能であったわけですし、当然に当初予算に盛り込んでなければならなかったことのような気がいたします。その辺、結局、要は中間納付をしなくてはならないということが頭になかった、診療所の特別会計のなかで、消費税を納付しなければならないということが事務の担当者の意識になかったがゆえの今回の補正ではないかというふうに思うわけですが、私の理解がまちがっていますか、答弁をお願いします。

○健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。

○議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。

○健康対策課長(後藤 英紀君) ご質問にお答えいたします。当初、消費税の計算をいたしますときにやはりそういったきちんとした計算のうえでのものが必要だったというふうに思っています。精査をして次年度からきちんと予算計上してまいりたいと思います。

○議員(10 番 近藤 大介君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 近藤 大介君。

○議員(10 番 近藤 大介君) 会計の担当者は人事異動で変わることもよくありますし、ましてや診療所の特別会計のことですから事務の担当者に必ずしも税の知識がなかったと言ってもそのことを持って会計の担当者あるいは特別会計全般を責める気は毛頭ないわけですが、ただ一般会計全体でですね、町の職員には 15 億円も人件費払っておるわけですし、一般会計で 200 人前後の職員さんがおられます。消費税が 5%から 8%に増税されるという国民の多くが関心をもっていたことに関してですね、どうして会計の担当者はうっかりしていても出納室の職員だったりとか、税務課の職員であったりとか、特会での消費税申告に手違いがないようにということでお互いに指摘し合えなかったのかなと、私は担当課の問題ということではなくて、やはり今の執行部全般で職員が協力し合うところが欠けていたがゆえの一つの結果ではないかなと思ったりしますが、そのあたり総務課長にご答弁いただけたらと思うんですけども、職員の教育であったり仕事の協力関係、十分にできていますか、大丈夫ですか。

○総務課長(酒嶋 宏君) 議長、総務課長。

○議長(野口 俊明君) 酒嶋総務課長。

○総務課長(酒嶋 宏君) 個々の会計上の計算上の問題ですので、税務課とか会計課の職員がそこに予算上気づくかと言われますとちょっと難しいかなというふうには考えます。こういうミスがないように担当課のほうで引き継ぎ等きちんとやっていきたいというふうに考えます。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

○議員(1 番 加藤 紀之君) 議長、1 番。

- 議長(野口 俊明君) 1番 加藤 紀之君。
- 議員(1番 加藤 紀之君) この消費税の予定納付といいますか、これって今年度からでしたっけ。ちょっとそのへん教えてください。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) この中間納付につきましては48万円の納税が発生した時点で納める必要があるというふうに理解しております。
- 議員(1番 加藤 紀之君) 議長。
- 議長(野口 俊明君) 加藤 紀之君。
- 議員(1番 加藤 紀之君) えっと、それは分かるんですけど、所得税は前からあるのは分かってたんですけど、消費税自体も以前からあったんですか。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 制度としては以前からあったものでございます。
- 〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕
- 議長(野口 俊明君) 他に質疑はありませんか。
- 議員(4番 圓岡 伸夫君) 議長、4番。
- 議長(野口 俊明君) 4番 圓岡 伸夫君。
- 議員(4番 圓岡 伸夫君) 加藤議員の質問に対して答弁をされていないと思って思わず手を上げました。だから以前からあったんですけど、今年初めて気が付きましたかという話だったと思うんですが、そのあたりもう一度確認をします。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 議長、健康対策課長。
- 議長(野口 俊明君) 後藤健康対策課長。
- 健康対策課長(後藤 英紀君) 中間納付につきましても以前もそういう該当がございました。48万円を超えた事例もありましたので、その際には中間納付をしております。
- 議長(野口 俊明君) 他に質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから議案第110号を採決します。お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔賛成者起立〕
- 議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、議案第 110 号は、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第 29 諮問第 2 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 29、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、任期満了となります人権擁護委員につきまして検討の結果、引き続き、井上廣信さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

井上さんは、平成 15 年に松江地方法務局出雲支局長を最後に定年退職をされました。その後、司法書士として大山町内で司法書士事務所を開業されております。また、人権擁護委員は 4 期 12 年間の実績と経験があり、その他にも民事調停委員、家事調停委員、民生児童委員等の要職につかれご活躍をいただいておりますので、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、平成 28 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの任期 3 年の予定でございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（10 番 近藤 大介君） 議長、10 番。

○議長（野口 俊明君） 10 番 近藤 大介君。

○議員（10 番 近藤 大介君） 人権擁護委員さんということで大変大事な職務を担っていただくうえで井上さんがこれまで十分職責を果たしてこられたことに関して異議をはさむ気は全くありません。本来相応しい方だと思っております。現在年齢が 71 歳と決してお若いわけではありません、任期が 3 年間ということを考えますと任期満了される時は 74 歳です。70 代の方でももうその方にしかお願いできない、その人が大山町では 1 番の適任者だという場合にはやはりその方にお願いすることに全く異議はないわけですが、本当にもっとお若い方で、60 歳代の方で適任の方はいらっしゃらなかったのか、その辺がちょっと疑問に思います。人権擁護委員と言っても、いろいろと専門的な知識もありますし、また専門的な知識があるからと言って 1 期目から十分にその職責を果たせるとも必ずしも限りません。やはりいろんな方に経験を積んでいただく必要も時にはあるんじゃないかなと思ったりするわけですが、井上さんが不適當だと

は全く思いませんが、もっとお若い方で他に適当な方はいらっしやらなかったのか、委員さんを探す努力はどの程度されて井上さんをお願いすることになったのか、もう少し事情の説明をお願いいたします。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 担当よりお答えさせていただきます。

○人権社会教育課長(門脇 英之君) 議長、人権社会教育課長。

○議長(野口 俊明君) 門脇人権社会教育課長。

○人権社会教育課長(門脇 英之君) 人権擁護委員さんの認定につきましては、今年度始めから人選を進めて参りました。特に井上先生、中山の出身でございますので、中山地区からということで相当人選を進めましたが、どうしてもこう、こちらが思うような方につきましては、別に要職に就かれたりとか、ということでどうしても適任の方が見つからないという状況でございます、井上先生にもう1期ご無理申し上げたというのが実情でございます。

○議長(野口 俊明君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。したがって、諮問第2号については同意することに決定しました。

日程第30 陳情第7号

○議長(野口 俊明君) 日程第30、陳情第7号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長(吉原 美智恵君) ただいま議題となりました、陳情第7号 人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定に関する陳情について、総務常任委員会で9月11日、15日に委員全員5人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

陳情結果の理由です。

特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおるヘイトスピーチについて、裁判所は違法性を認めています。抗議する権利を奪わない範囲内で、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法整備が求められます。

採決の結果、賛成 3、継続 1 で採択すべきものと決しました。以上で、審査結果の報告を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） まず委員長報告に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 次に委員長報告に賛成者の発言を許します。

○議員（15 番 西山 富三郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 15 番 西山 富三郎君。

○議員（15 番 西山 富三郎君） ただいま議題となりましたヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める陳情、採択について賛成討論をいたします。

大山町は韓国江原道や襄陽郡と交流しています。合併 10 周年記念式典にも郡守はじめ 3 人の方を招待しています。マツタケまつり等にも議会代表が参加しています。かつて名和中学校は釜山の開城中学校と交流していました。御来屋小学校に在学した釜山の友人と御来屋同級生の友情が結ばれたものであります。現在、大山町日韓親善交流協会もあり交流親善を深めています。近藤議員、米本議員、吉原議員、私はその会の理事であります。継続を希望した人がいるということは理解に苦しみます。諫言しておきたいと思えます。

さて東京都新宿区の大久保や大阪市の鶴橋など、在日特権を許さない市民の会で財特会 2007 年に結成、約 1 万 5,000 人だそうですが、特定集団が朝鮮人首吊れ、良い韓国人も悪い韓国人もみな殺せ、ガス室に朝鮮人、韓国人を叩き込めなどのプラカードを掲げ、生命身体に対する直接の殺害行為を扇動したり、京都朝鮮学校に 3 度も押しかけ不定な朝鮮人を日本から叩き出せ朝鮮人を保健所で処分しろなどと怒号したりなどして朝鮮民族集団に対する憎悪差別の扇動を繰り返しました。これらの差別排外主義的な憎悪差別扇動、ヘイトスピーチの標的は、同和地区の人々や移住者の家族、性的マイノリティー、沖縄の人、身体に障害のある人、女性にも拡大しています。差別禁止法の重要性は一つに憲法 14 条と私人間差別問題民法 707 条にと被差別さの立証責任であります。

2 つに市民社会のルールの明確化、特に法的には、歴史的にも差別をなくす責任主体は第一に国であり自治体であることを明確にすることにあります。さらに地方行政私人間における判断基準の確立であります。4 点目に国連人権委員会からの日本に対する勧告の国内実施であります。5 点目に、差別排外社会から多民族、他文化共生社会の構築のための法整備の基盤となります。裁判所の判断の判例を申し上げます。

2012 年奈良市水平社博物館に来館し、展示内容にクレームをつけ被差別住民の差別発言を数回もろうし労使名誉棄損で 150 万円の支払いを命じられています。また朝鮮人学校差別発言にも 2012 年損害賠償を認めています。ヘイトスピーチによる被害は人種民族差別ないし性的思考などの属性に向け、二級人、人間以下という自尊の侵害となります。ヘイトスピーチの害悪は単に不快のレベルの問題でなく、将来における暴力と社会的排除を呼び起こすこととなります。

鳥取県には 65 の外国の人々が住んでいます。65 の文化があるということでもあります。わが大山町においても顕著な活躍をしておられる方々もおります。大山町、大山町議会、大山町民、こぞって名誉と威信、信頼感を高めなければなりません。すべての人は、人種、皮膚の色、性異、言語、宗教、政治上、その他の意見、社会的出身、門地に類することなく差別をうけてはなりません。国境を越えたいずれの他国も無視してはならない政治道徳の法則を遵守し、全世界の国民が等しく平和のうちに生存する権利を存することを確認し合い、全会一致で採択すべきであると思います。よろしく願いいたします。

○議長(野口 俊明君) 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(野口 俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(野口 俊明君) 起立多数です。

したがって、陳情第 7 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

----- . ----- . ----- . ----- . -----

日程第 31 発議案第 13 号

○議長(野口 俊明君) 日程第 31、発議案第 13 号 ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務常任委員長 吉原 美智恵君。

○総務常任委員長(吉原 美智恵君) ただいま議題となりました発議案第 13 号 ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

平成 27 年 9 月 7 日に総務常任委員会に付託された本陳情について審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここに意見書の提出を發議するものであります。

それでは意見書を朗読いたします。

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書。昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが行われており、社会問題化している状況である。

また近年、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において出された特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件についての違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下している。

また、国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための措置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないと述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。

我が国では、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところであるが、このような国内外の情勢を踏まえ、国においては、現行法令の見直しも含め、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法の整備を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。平成 27 年 9 月 28 日、鳥取県大山町議会。宛先、内閣総理大臣 安倍晋三様、法務大臣 上川陽子様、衆議院議長 川端達夫様、参議院議長 山崎正昭様。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから發議案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。

したがって、發議案第 13 号は、原案のとおり可決されました

日程第 32 議員派遣について

○議長（野口 俊明君） 日程第 32、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布していますとおり、滋賀県大津市の

全国市町村国際文化研究所で開催されます、10月5日から10月6日の市町村議会議員特別セミナーに、西尾寿博議員を、10月7日から10月9日の市町村議会議員研修に、岡田 聡議員を、10月15日から10月16日の市町村議会議員研修に、野口昌作議員を、11月12日から11月13日のトップマネジメントセミナーに、大森正治議員を、11月19日から11月20日の市町村議会議員特別セミナーに、野口俊明議長、岩井美保子議員、加藤紀之議員を派遣するもの、また、10月20日から21日に東京都で開催されます、全国町村議会広報研修会に、米本隆記議員、近藤大介議員、圓岡伸夫議員、大杖正彦議員、大原広巳議員、加藤紀之議員を派遣するもの、10月22日に呉市へ、表敬訪問と医療費低減の取り組みを学ぶため、全議員を派遣するもの、11月12日に湯梨浜町で開催されます鳥取県町村議会女性議員研修会に吉原美智恵議員、遠藤幸子議員を派遣するもの、11月24日に北栄町で開催されます鳥取県町村議会議員研修会に全議員を派遣するもの、また、11月16日から25日の間に行う、議会主催の「議員と語る会」に全議員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第33～日程第37 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（野口 俊明君） 日程第33、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第37、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計5件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口 俊明君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第7回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（手島 千津夫君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 11 時 55 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 大杖 正彦

署名議員 圓岡 伸夫